国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程の一部改正

現行	改正案	備考
(選考基準) 第３条　　(略) ２　選考会議は、選考基準を定め、又は変更したときは、それぞれ遅滞なく、これを公表（学内の所定の場所への掲示及び本学ホームページへの掲載により公表することをいう。以下、次条第２項、第６条第２項、第８条第７項及び第９条第５項において同じ。）するものとする。	(選考基準) 第３条　(略) ２　選考会議は、選考基準を定め、又は変更したときは、それぞれ遅滞なく、これを公表（本学ホームページへの掲載その他の適切な方法により公表することをいう。以下、第６条、第８条第７項及び第９条第５項において同じ。）するものとする。	
(新規)	(候補者の要件) 第４条　候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、就任時において満７０歳を超えない者とする。	
(候補者の公募) 第４条　選考会議は、選考に当たり候補者を学内の所定の場所への掲示及び本学ホームページへの掲載により公募するものとする。	(候補者の推薦) 第５条　選考会議は、選考に当たり、第３項に定める者（以下「推薦資格者」という。）に選考基準を満たすと認められる候補者の推薦を求めるものとする。	
２　選考会議は、公募の実施に必要な事項を公表するものとする。	２　選考会議は、推薦に必要な事項を定め、本学ホームページへの掲載及び教職員ポータルにより公示する。	
(新設)	３　推薦資格者は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第４条第１項に定める常時勤務を要する本学の職員とする。ただし、前項の公示日において別に定める者は推薦資格者となることができない。	
(新設)	４　推薦資格者は、候補者を重複して推薦することはできない。	
(新設)	５　候補者の推薦は、被推薦者１人につき推薦資格者５人の連署をもって行い、うち１人の推薦代表者が、別に定める推薦書類等（以下「推薦書類等」という。）を選考会議に提出することにより行うものとする。	
(新設)	６　候補者の推薦は、被推薦者の同意を得て行うものとする。	

（候補者の要件） 第５条　候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、就任時において満７０歳を超えない者とする。	（削る）	
（新設）	（所信表明会の実施） 第６条　選考会議は、被推薦者の氏名及び推薦書類等を公表し、被推薦者から学内構成員に向けて口頭で所信を表明する会（以下「所信表明会」という。）を実施するものとする。	
（意向調査の実施） 第６条　選考会議は、前条の規定により、応募した者（以下「応募者」という。）の氏名、経歴その他必要な事項について、学内に公示した後、意向調査への参加資格を有する者（以下「参加資格者」という。）による意向調査を実施するものとする。	（意向調査の実施） 第７条　選考会議は、所信表明会を実施後、意向調査を実施するものとし、意向調査に必要な事項を本学ホームページ及び教職員ポータルにより公示する。	
（新設）	２　意向調査の参加資格者は、意向調査の公示日に在職する第５条第３項に定める者とする。ただし、同項中「前項の公示日」とあるのは「意向調査の公示日」と読み替えるものとする。	
２　選考会議は、意向調査終了後その結果を学内に公表するものとする。	（削る）	
（意向調査の参加資格者） 第７条　意向調査の参加資格者は、意向調査の公示日に国立大学法人東京農工大学職員就業規則第４条第１項に定める常時勤務を要する職員である者とする。なお、同条第２項及び第３項に定める者は参加資格者となることができない。 ２　前項の規定にかかわらず、別に定める者は参加資格者となることができない。	（削る） （選考及び申出）	

（選考及び申出） 第８条　選考会議は、意向調査の結果を参考にするとともに、応募者との面談等による審査を行い、候補者１人を選考するものとする。 ２　前項の選考は、合議により行う。ただし、合議により候補者を決定することができなかったときは、次の各号に掲げる応募者数に応じ、それぞれ議長を除く出席委員により、当該各号に定める投票を行う。 （１）（２）　略 ３　前項第１号に定める投票の結果、当該応募者が過半数の信任を得た場合は候補者とし、信任及び不信任の票が同数のときは議長が決定する。 ４　第２項第２号に定める投票の結果、過半数の票を獲得した応募者を候補者とする。 ５　前項の規定にかかわらず、票を獲得した応募者が２人であって、当該得票が同数の場合は、議長が、候補者を決定する。 ６　第４項の初度の投票の結果、過半数の票を獲得した応募者がいない場合（前項に該当する場合を除く。）は、最も多くの票を獲得した応募者及び次順位の応募者２人について、出席委員による再度の投票（以下「再度の投票」という。）を行う。ただし、初度の投票の結果、票を獲得した応募者が３人以上であって、当該得票が全て同数の場合は、議長が、再度の投票の対象者２人を決定の上、行う。 ７～９　（略） （規程の解釈等） 第９条の３　この規程の解釈及び運用について疑義が生じた場合は、学長選考会議が決定するところによる。	第８条　選考会議は、被推薦者との面談を実施し、その内容、推薦書類等、所信表明会の評価及び意向調査の結果を参考に総合的に判断し、候補者１人を選考するものとする。 ２　前項の選考は、合議により行う。ただし、合議により候補者を決定することができなかったときは、次の各号に掲げる被推薦者数に応じ、それぞれ議長を除く出席委員により、当該各号に定める投票を行う。 （１）（２）　略 ３　前項第１号に定める投票の結果、当該被推薦者が過半数の信任を得た場合は候補者とし、信任及び不信任の票が同数のときは議長が決定する。 ４　第２項第２号に定める投票の結果、過半数の票を獲得した被推薦者を候補者とする。 ５　前項の規定にかかわらず、票を獲得した被推薦者が２人であって、当該得票が同数の場合は、議長が、候補者を決定する。 ６　第４項の初度の投票の結果、過半数の票を獲得した被推薦者がいない場合（前項に該当する場合を除く。）は、最も多くの票を獲得した被推薦者及び次順位の被推薦者２人について、出席委員による再度の投票（以下「再度の投票」という。）を行う。ただし、初度の投票の結果、票を獲得した被推薦者が３人以上であって、当該得票が全て同数の場合は、議長が、再度の投票の対象者２人を決定の上、行う。 ７～９　（略） （規程の解釈等） 第９条の３　この規程の解釈及び運用について疑義が生じた場合は、選考会議が決定するところによる。	

附　則（令和元年９月５日選規程第16号）

この規程は、令和元年９月５日から施行する。